

諸葛亮歿後の「集団指導体制」と蔣琬政権

満田剛

目次

はじめに

〔一〕 蔣琬の伝記

〔二〕 諸葛亮歿後の混乱と「集団指導体制」

〔三〕 『三國志』蜀書から見た「集団指導体制」と楊儀の失脚

〔四〕 単独首班政権体制への「回帰」

〔五〕 蔣琬政権の外交・内政政策

おわりに

はじめに

建興十二年（234）、諸葛亮は司馬懿との百日以上にわたる睨み合いの末、五丈原で陣歿した。その直後、帰還の途中で魏延と楊儀の間に争いが起こり、魏延は殺されることになる。そして、諸將の成都帰還の後、後継者となったのは『三國志』卷三十三後主傳に

十二年……以丞相留府長史蔣琬爲尚書令，總統國事。

とあるように蔣琬，字は公琰であった。

彼は諸葛亮の指名によって後継者一蜀漢の最高権力者の地位に就いたわけであるが、後継者指名に関して、『三國志』卷四十五楊戲傳附『季漢輔臣贊』裴松之注（以下、「裴注」と略す）所引『益部耆舊雜記』には

諸葛亮於武功病篤，後主遣福省侍，遂因諮以國家大計。福往具宣聖旨，聽亮所言，至別去數日，忽馳思未盡其意，遂卻騎馳還見亮。亮語福曰：「孤知君還意。近日言語，雖彌日有所不盡，更來一決耳。君所問者，公琰其宜也。」福謝：「前實失不諮請公，如公百年後，誰可任大事者？故輒還耳。乞復請，蔣琬之後，誰可任者？」亮曰：「文偉可以繼之。」又復問其次，亮不答。福還，奉使稱旨。

とある。そこでは諸葛亮は蔣琬と費禕の名を挙げ、そのあとを聞かれても答えなかったということになっている。

しかし、陳壽「三國志」本文では上記の記述とは異なり、「三國志」卷四十四蔣琬傳に

亮每言；「公琰託志忠雅，當與吾共贊王業者也。」密表後主曰：「臣若不幸，後事宜以付琬。」

とあることや「三國志」卷四十楊儀傳に

而亮平生密指，以儀性狷狹，意在蔣琬，琬遂爲尚書令，益州刺史。

とあるように、諸葛亮は蔣琬より後のことには口を出していないことになっている。

蜀漢政權についての代表的な先行研究としては、狩野直禎・榊原文彦・尹韻公・中林史朗・耿立羣・渡邊義浩の諸氏の研究¹⁾が挙げられる。しかし、これらの研究で蔣琬輔政期について言及されているのは尹・中林・耿・渡邊の諸氏であり、その中でも蔣琬輔政期は先に引用した裴注所引「益部耆舊雜記」の記述を受けてか費禕輔政期とまとめて述べられることが多い²⁾。しかし、上記のような諸葛亮の後継者指名に関する記述の違いに注目すると、陳壽の意識の中で蔣琬輔政期と費禕輔政期、そして姜維輔政期との間に違いが存在するのではないかと思われる。

本論文では、陳壽「三國志」本文と裴注所引史籍における諸葛亮の後継者指名に関する記述の違いに注目し、決して多くはない史料からではあるが政權首班就任以前の蔣琬の人となりを踏まえた上で、蔣琬政權の確立過程と政策の特徴を整理し、蜀漢国史における蔣琬政權の位置づけと彼の存在意義、

そして陳壽の「蜀漢国史観」の一端に触れてみたいと考えている。

〔一〕 蔣琬の伝記

蔣琬（字は公琰）については、『三國志』卷四十四に傳がある³⁾。それによると、蔣琬は荊州零陵郡湘郷の人である。弱冠にして外弟である泉陵の劉敏⁴⁾とともに名を知られた。赤壁の戦いの後、劉備が零陵を支配した際に配下となったのかもしれないが、劉備の配下となった時期はよくわからない。また、零陵の蔣氏にどの程度の力があつたかはわからないが、一定の名声と経済力を有していたと思われる。『三國志』卷六十一潘濬傳裴注所引『江表傳』には

時濬姨兄零陵蔣琬爲蜀大將軍⁵⁾，或有間濬於武陵太守衛旌者，云濬遣密使與琬相聞，欲有自託之計。旌以啟權，權曰：「承明不爲此也。」即封旌表以示於濬，而召旌還，免官。

とあり、蔣琬は武陵郡漢壽の人である潘濬⁶⁾の妻の兄であつたことがわかるが、王粲の評価を受けた潘濬との人間関係があることも零陵の蔣氏の名声と経済力を考える上での傍証となるであろう。

蔣琬が州の書佐として劉備に随つて蜀に入り、広都の長に任命された。劉備は遊覧のついでにたまたま広都に立ち寄つた際に、蔣琬が仕事をしていなかった上に泥酔していたのを見て、大いに怒り、処罰しようとした。軍師將軍の諸葛亮は「蔣琬は社稷の器であつて百里を治めるような才能ではありません。彼の政治は民を安んずることは根本とし、外見を良くすることを優先しておりません。願わくは主公には重ねてこのことをご推察ください」と述べて救おうとした⁷⁾。劉備は諸葛亮を敬愛していたので処罰せず免官するだけにとどめた。その後、什邡の令となつた。

劉備が漢中王になると、蔣琬は政府に入つて尚書郎となつた。建興元年に丞相諸葛亮が開府すると、蔣琬を招いて東曹掾とした。その後茂才に挙げられたが、蔣琬は劉邕・陰化・龐延・廖淳といった人々に固く譲つて受けようとせず、諸葛亮に諭されている。その後、參軍となつた。建興五年に諸葛亮

が漢中に駐留すると、蔣琬と長史張裔は成都の留府の事務をつかさどった。建興八年には張裔に代わって長史となり、撫軍將軍を加えられた。このことで軍務も担当できることになったと考えられる。諸葛亮はしばしば外征したが、蔣琬は常に食糧と兵士を満たし、遠征軍に供給した。このような後方支援は、劉備の生前には『三國志』卷三十五諸葛亮傳に

先主外出、亮常鎮守成都、足食足兵。

とあるように諸葛亮の担当であり、諸葛亮は前線に立つことはほとんどなかったわけだが、蔣琬はこの諸葛亮の歩んできた道を踏襲していたことになる。諸葛亮は常々「公琰は忠義の志を持っており、私とともに王業を支えるべき者である」と述べており、密かに後主に上表して「臣に若し不幸があれば、後の事は蔣琬にまかせてください」と上表していたのである。

諸葛亮が亡くなる（建興十二年八月）と、蔣琬は尚書令となり、俄に行都護・假節・領益州刺史を加えられ、（翌建興十三年四月に）大將軍・録尚書事に移り、安陽亭侯に封ぜられた。当時は諸葛亮を失ったばかりで遠きも近きも危惧の念を懐いていた。蔣琬は抜擢されて諸官僚の上に位置したが、悲しみも喜びもなく精神も態度も変わらず平日のようであり、これによって衆望は漸く服した。延熙元年に詔勅が下って漢中に駐屯して開府し、翌年には大司馬を加えられた。

蔣琬は諸葛亮がしばしば秦川をうかがいながら、道は険しく運送が困難であったため、竟に克つことができなかつたとして、水に乗じて東に下るほうがよいと考えた。そこで多くの船を作り、漢水・沔水から魏興・上庸を襲撃しようとした。たまたま持病が連続して起こり、実行することができなかつた。しかも衆論はみな「もし勝利を得られなかつたら、帰路が甚だ困難であつて、良策ではない」ということであつた。そこで、尚書令費禕・中監軍姜維等が派遣されて聖旨が伝えられた。蔣琬は命を受けて上疏し、「もし東西力を合わせるならば、速やかに志を得ることはできずとも分裂させて蠶食し、先にその支党を砕くことができるはずであります。然るに呉は約束を違えております。費禕等と議しておりますが、涼州胡塞の要害の地は進むにも退く

にも資あって、賊の惜しむところです。且つ羌や胡は心では漢を渴望し、又昔偏軍が羌に入って郭淮は破れ走ったこともあります。その長短を測るに真っ先に目をつけるべきところであるので、姜維を涼州刺史としてください。もし姜維が征行し河右を制圧すれば、臣（蔣琬）は軍を率いて姜維に続き鎮めていきたいと思います。今涪は水陸両道で四方に通じ、危急の際にも対応できます。もし東北に虞れがあっても、出撃することも難しくありません」（大意）と述べて、琬は還って涪に駐屯した。病がますますひどくなり九年に卒した。諡は恭である。涪に駐屯した後の延熙七年には魏の曹爽・夏侯玄らの漢中攻撃があった⁸⁾が、防戦のために出陣したのは費禕であり、蔣琬は直接には関与していないと思われる。

蔣琬の北伐計画に関連して、「三國志」卷四十四蔣琬傳にある延熙元年の詔勅に

須吳舉動，東西掎角，以乘其釁。

とあるが、中林史朗氏はこの詔勅を引用されたあと、

確かに呉と結ぶ事は、蜀漢の基本戦略ではあった、だが其れは、あくまでも蜀が「主」であり呉は「従」の関係に過ぎなかったはずである。しかし、ここでは、「呉の挙動を須」ちてと言う如く、呉の動きが主と為り、蜀は「従」の立場に位置し、既に呉・蜀関係に於て主客が転倒している。⁹⁾

と述べておられる。また、氏は蔣琬の北伐計画が衆論により中止させられたとし、衆論では戦略に基づいた行動をとるかどうより単純に戦術の結果が問われている、としている。加えて、諸葛亮の死後、劉禪自身の姿勢自体に変化が見られ、蜀漢政権自体も基本的方向性が徐々に転換して土着化傾向を示し、

戦術としての対魏戦闘は行われるが、戦略上に於ける其の理念に基づいて生死を賭けるが如き戦闘は、一度として行なわない。則ち、孔明の死去に伴って蜀漢政権は、伝統的正統性と言う理念上に於ては、その存在意義を失った、つまり蜀漢政権は終焉したと言える。¹⁰⁾

と述べ、諸葛亮以前とその死後とは同レベルで論ずることができず連続した存在ではない、とされている¹¹⁾。

渡邊義浩氏も蜀漢が益州土着政権と化して正統性を失っていくことへの配慮をしたため蔣琬の北伐が計画されたとしている¹²⁾。

確かに蔣琬政権期以降、蜀漢政権は土着化傾向を示していったと考えられる。しかし、蔣琬の北伐は果たして呉の動きを「主」とし蜀を「従」としていたのであろうか、また蔣琬の北伐は政権の正統性への配慮のためだけに計画されたのであろうか、本当に諸葛亮の死でもって理念上でも蜀漢政権は終焉してしまっていたのであろうか。これらについて考えるには蔣琬の北伐計画と当時の三国の動きを整理する必要があるが、紙幅の都合で稿を改めて述べていきたい。

〔二〕 諸葛亮歿後の混乱と「集団指導体制」

蔣琬は、建興十二年(234)の諸葛亮の死から延熙九年(246)に亡くなるまでの約12年間、蜀漢の最高指導者として政権を握っていた。『三國志』などを参考にしてその間の彼の職歴を見ると、

建興十二年 尚書令・行都護・假節・領益州刺史

建興十三年 大將軍・録尚書事・中都護(～建興十四年)・領益州刺史

延熙二年 大司馬・録尚書事・領益州刺史

となる¹³⁾。これに加えて、先に引用した『三國志』卷三十三後主傳の内容を考慮すると、蔣琬は諸葛亮の死の直後から蜀漢において中心的な地位を占めてきたということが理解できる。

ただ、諸葛亮の死の直後については、『華陽國志』卷七劉後主志建興一二年条に

于是以琬爲尚書令，總統國事，以儀爲中軍師，司馬費禕爲後軍師，征西姜維爲右監軍、輔漢將軍，鄧芝前軍師、領兗州刺史，張翼前領軍，並典軍政。

とあり、これによると蔣琬・楊儀・費禕・姜維・鄧芝・張翼の6人による集団指導体制が組まれていたと考えられている¹⁴⁾。

この見方によると、集団指導体制は翌建興十三年正月の楊儀失脚を経て四月に蔣琬の大將軍・録尚書事就任により約八カ月で解消され、蔣琬が単独首班となった政権となっていくわけであるが、この約八カ月の所謂「集団指導体制」について考えると同時に、諸葛亮という蜀漢において非常に大きな影響力をもった指導者の後をどのように引き継いでいったのかということについても考えてみたい。

ここで、諸葛亮が亡くなった建興十二年（234）八月から蔣琬が大將軍・録尚書事に就任する十三年（235）四月までの『三國志』蜀書後主傳本文の記事を確認しておきたい。

十二年……秋八月，亮卒于涪濱。征西大將軍魏延與丞相長史楊儀爭權不和，舉兵相攻，延敗走；斬延首，儀率諸軍還成都。大赦。以左將軍吳壹爲車騎將軍，假節督漢中。以丞相留府長史蔣琬爲尚書令，總統國事。

十三年春正月，中軍師楊儀廢徙漢嘉郡。夏四月，進蔣琬位爲大將軍。

これを見ると、諸葛亮死後の蜀漢における変化として、

①魏延の敗死と楊儀の失脚

②諸葛亮政権の中心であった漢中は呉懿に任されたこと

③蔣琬が国事を總統する立場、つまり諸葛亮の後継者の地位に就いたことが挙げられる。

①の中でも、楊儀の失脚については「集団指導体制」について考察する中で述べることとし、ここでは魏延の敗死について確認してみたい。魏延に関しては、賀游・張雲樵・常征・洪濤などの諸氏の研究¹⁵⁾があるが、これらの論文では先に引用した魏延傳の文章から、一様に魏延には性格上の問題はあったにせよ叛乱の意志はなかったとして擁護し、有能な將軍であった魏延を使いこなせなかった諸葛亮に問題があるとしている。中でも洪濤氏は、「諸葛亮は魏延が後継者である蔣琬や姜維にとって障害になると考えて死に追い込

んだ」としている。

そこで、魏延の死に関連する『三國志』蜀書の記述を見ると、まず卷四十魏延傳には次のように述べられている。

秋、亮病困、密與長史楊儀、司馬費禕、護軍姜維等作身歿之後退軍節度、令延斷後、姜維次之；若延或不從命、軍便自發。亮適卒、祕不發喪、儀令禕往揣延意指。延曰：「丞相雖亡、吾自見在。府親官屬便可將喪還葬、吾自當率諸軍擊賊、云何以一人死廢天下之事邪？且魏延何人、當爲楊儀所部勒、作斷後將乎！」因與禕共作行留部分、令禕手書與己連名、告下諸將。禕給延曰：「當爲君還解楊長史、長史文吏、稀更軍事、必不違命也。」禕出門馳馬而去、延尋悔、追之已不及矣。延遣人覘儀等、遂使欲案亮成規、諸營相次引軍還。延大怒、（纒）〔攬〕儀未發、率所領徑先南歸、所過燒絕閣道。延、儀各相表叛逆、一日之中、羽檄交至。後主以問侍中董允、留府長史蔣琬、琬、允咸保儀疑延。儀等槎山通道、晝夜兼行、亦繼延後。延先至、據南谷口、遣兵逆擊儀等、儀等令何平在前禦延。平叱延先登曰：「公亡、身尚未寒、汝輩何敢乃爾！」延士衆知曲在延、莫爲用命、軍皆散。延獨與其子數人逃亡、奔漢中。儀遣馬岱追斬之、致首於儀、儀起自踏之、曰：「庸奴！復能作惡不？」遂夷延三族。初、蔣琬率宿衛諸營赴難北行、行數十里、延死問至、乃旋。原延意不北降魏而南還者、但欲除殺儀等。平日諸將素不同、冀時論必當以代亮。本指如此。不便背叛。

これを見ると、確かに先行研究の指摘のとおり、魏延に叛乱の意志はなかったということになるだろう。しかし、同じ魏延傳に

延既善養士卒、勇猛過人、又性矜高、當時皆避下之。唯楊儀不假借延、延以爲至忿、有如水火。

とあることや卷四十四費禕傳に

值軍師魏延與長史楊儀相憎惡、每至並坐爭論、延或舉刀擬儀、儀泣涕橫集。禕常入其坐間、諫喻分別、終亮之世、各盡延、儀之用者、禕匡救之力也。

とあり、卷四十劉琰傳にも

建興十年，與前軍師魏延不和，言語虚誕，亮責讓之。

とある。このことからすると，陳壽『三國志』の記載から判断できる魏延の人物像については卷四十五楊戲傳附『季漢輔臣贊』の

文長剛粗，臨難受命，折衝外禦，鎮保國境。不協不和，忘節言亂，疾終惜始，實惟厥性。

という指摘が妥当なところであって，諸氏の研究が強調される「有能な將軍・魏延」という見解については簡単には首肯し難い。

先行研究の諸氏は「魏延の死の責任は諸葛亮にある」と見るが，果たしてそれだけであろうか。確かに彼は諸葛亮との関係が良くなかった。しかし，それだけではなく蔣琬や費禕，董允が彼をどのように見ていたかは魏延傳にもあるとおりである。経歴を見ると魏延はいわば「たたき上げの軍人」¹⁶⁾であり，このことからすると政権を構成していた一定の名声や経済力を有する官僚層から疎外されていた可能性すらある。さらに，そのような官僚層とは出自が異なる劉琰とも関係がよくなかった¹⁷⁾。これらに加えて，魏延傳にあるように，彼はその性格などから皆に避けられていたのである。そうでなければ，五丈原から諸軍が魏延を残して引き上げることもないだろう。

ということからすると，やはり先に引用した『季漢輔臣贊』の評価が妥当だと言わざるを得ない。このように見ると，洪濤氏が述べられたように魏延が蔣琬や姜維の障害になることがあったとしても，それは「冀時論必當以代亮」という理由ではなかったと考えられる。

ところで，魏延の死の原因として性格的問題に端を発する楊儀との対立もさることながら，諸葛亮に対する不平不満が挙げられる。特に諸葛亮に対する不平不満の原因としては，戦略に関する諸葛亮との考え方の違いがその一因として挙げられよう。

諸葛亮の北伐に関しては種々の先行研究があり様々な議論がある¹⁸⁾が，詳細は別稿に譲ることとして，ここでは諸葛亮の北伐戦略の概略について述べておきたい。

諸葛亮の戦略に関して，間接的ではあるが『三國志』卷二十二陳羣傳附陳

泰傳に次のような記述がある。

衆議以經奔北，城不足自固，維若斷涼州之道，兼四郡民夷，據關、隴之險，敢能沒經軍而屠隴右。宜須大兵四集，乃致攻討。¹⁹⁾ 大將軍司馬文王曰；「昔諸葛亮常有此志，卒亦不能。事大謀遠，非維所任也。且城非倉卒所拔，而糧少爲急，征西速救，得上策矣。」

これは魏の正元二年，蜀漢の延熙十八年（255）に姜維が狄道に攻め込んだときの話である。雍州刺史の王経が姜維に大敗して狄道城にたてこもった際、この事態への対応についての魏の内部での協議の内容である。文章中の“征西（將軍）”とは陳泰のことである。

“衆議”に対する司馬昭の発言は，要するに“衆議”が諸葛亮の北伐戦略であると（少なくとも）司馬昭が考えていたということである。しかも，その戦略によって隴西を攻略されることは，（直接的には書いてはいないが）魏にとっていやなことであることは理解できるだろう。つまり，諸葛亮の戦略は

涼州への交通路を遮断し，四郡（隴西・南安・天水・略陽 [広魏]）の人民・蛮族をあわせ，関・隴の要害を占拠し，隴西を攻略する（そして，その上で長安を窺う）。

ということであった（と少なくとも司馬昭は考えていた）のである。

加えて，『三國志』卷二十六郭淮傳にある五丈原の戦いの際の

青龍二年，諸葛亮出斜谷，並田于蘭坑。是時司馬宣王屯渭南；淮策亮必爭北原，宜先據之，議者多謂不然。淮曰；「若亮跨渭登原，連兵北山，隔絶隴道，搖蕩民、夷，此非國之利也。」

という郭淮の指摘を考慮すると，司馬昭だけでなく司馬懿も同様に考えていた可能性がある。

このような諸葛亮の方針は，当時の雍州・涼州の情勢も考慮に入れなければならない²⁰⁾。河首平漢王宋建が枹罕を根拠地として夏侯淵に滅ぼされるまで三十余年間独立を保っていたことが『三國志』魏書武帝紀に記されている²¹⁾が，これは，「河西・隴右が政治的・社会的・経済的に独立の一域として中原に対抗する形勢にあったことを明示している」²²⁾と考えられる。また，黄初

二年（221）まで宋建以外にも雍州・涼州では反乱が相次いでおり²³⁾、なかなか安定しなかった。しかも独立の一域として中原に対抗しようとするところまでできるほど豊かでもあったのである。このことだけから考えても、諸葛亮が先述したような戦略を考える理由が理解できよう²⁴⁾。

『三國志』における涼州関連の記事を精読すると、黄初二年（221）になってそれまで相次いだ涼州の反乱がようやく鎮圧され、この前後から西域との交通が始まった²⁵⁾ような状態であったことが理解できる。そして、ようやく涼州が落ち着きかけてきたと思ったところで太和元年（227）に西平の麴英が反乱を起こし、臨羌や西都で暴れたのである²⁶⁾。雍州でも黄初六年（225）から太和元年（227）のことと思われるが、安定の羌族の大帥辟蹠が反乱を起こしている²⁷⁾。また、実際諸葛亮の北伐に隴西の羌族も呼応していた可能性が高い²⁸⁾。太和元年といえば、諸葛亮が漢中に駐屯し本格的に北伐準備に入った年である。それに、『三國志』卷十六倉慈傳には、敦煌の情勢として

太和中，遷燉煌太守。郡在西陲，以喪乱隔絶，曠無太守二十歲，大姓雄張，遂以爲俗。

とある。つまり、倉慈が赴任するまでの二十年間太守はいなかったのであり、魏の統治の不安定さはここにも見て取ることができる。

上記のような状態を考慮に入れると涼州はまだまだ不安定であり、情勢の変化によってはいつでも混乱に陥る可能性があったと言えよう。とすれば、涼州、あるいはそれ以西の異民族諸勢力の中でも蜀漢につこうとしているものもあったということは十分考えることができ、ますます涼州が混乱に陥る可能性は膨らんでくる。ここまで述べたことを踏まえて考えると長安・洛陽から涼州への交通路を遮断すれば、涼州が蜀漢に帰属してくる可能性が高く²⁹⁾、そうなれば涼州が蜀漢にとっての軍事的補給地となるだけでなく、西域への通路を蜀漢がおさえるということ、つまり、西域貿易の利益は蜀漢のものとなったということが想定できる。

また、外交面では呉との友好・同盟関係を築いていたが、それだけではな

い。宮川尚志氏の指摘にもあるように³⁰⁾、西南夷をおさえ³¹⁾、鮮卑の軻比能³²⁾、月支・康居などの周辺異民族とも連絡をとるなど関係を築こうとしていた。これらはすべて「北伐を成功させる」という目的観に貫かれた非常に現実主義的な対応であった。特に建興三年(225)に南征を行って後顧の憂いを無くしたのであるが、これには現在の雲南地方やビルマ方面のルート(西南シルクロード)からの南方物資を確保する意味もあったと考えられる³³⁾。

月氏・康居に関しては、『三國志』卷三十三後主傳裴注所引『諸葛亮集』にある建興五年(227)三月の後主の詔勅に次のような記述がある。

涼州諸國王各遣月支、康居胡侯支富、康植等二十餘人詣受節度，大軍北出，便欲率將兵馬，奮戈先驅。

ここにある月支・康居に関しては様々な見方ができ、確実に特定できないが、使者を送って来た集団が大月氏や西域諸国の影響を受けているにしてもいないにしても、「涼州や西域の異民族には蜀漢と良い関係を築くという選択肢があった」ということと「魏王朝の統治下にあっても涼州は安定していなかった」ということは言えるであろう。劉禪の詔勅にこのような記述があるということは、使者が蜀漢に来ていなくてはならないということであり、その使者はおそらく涼州を通ってきた、もしくは出発してきたことであろう。蜀漢へ向かう使者が魏王朝統治下の涼州を通る、ないし出発することができたということであるならば、それだけ魏王朝の涼州に対する支配力がまだまだ弱かったということの意味していると思われる。

加えて、内政面では農業の振興³⁴⁾、治水施設の整備³⁵⁾、塩鉄の専売³⁶⁾、蜀錦の増産³⁷⁾、通貨の安定などの諸政策³⁸⁾を実行し、民衆生活を安定させていった³⁹⁾。

このように、諸葛亮は北伐のために様々な準備を整え、状態をすべて把握し、それらに立脚した非常に緻密で手堅い戦略、そして国家そのものを構築していたのである。

これに対して、『三國志』卷四十魏延傳にある魏延の戦略に関する記述は次のようなものである。

延每随亮出，輒欲請兵万人，與亮異道會于潼關，如韓信故事，亮制而不許。延常謂亮爲怯，歎恨己才用不盡。

これは魏延が韓信の故事⁴⁰⁾ にならって別行動を取り潼関に出るという策を提案したのであるが、諸葛亮の許しを得ることができなかったという話である。

彼の戦略に関する考え方についての陳壽『三國志』本文の記事はこれしかないので性急に判断はできないが、少なくとも上記の諸葛亮のような国家戦略の上に成り立ったものではないということは言えるだろう。また、軍事的に長安をおさえるという以外の戦略上の長短が明確にされておらず、長安をおさえたあとどうするかということがはっきりわからないように見える。加えて、長安にいたるまでの間に襲撃される可能性や魏延が通ろうとした子午道に多い栈道の危険性なども考慮されていないように見受けられる⁴¹⁾。大敗するわけにはいかない諸葛亮が採用しなかったのも理解できる。

加えて、裴注の記事まで見ると『三國志』卷四十魏延傳裴注所引『魏略』には

夏侯楙爲安西將軍，鎮長安。亮於南鄭與羣下計議，延曰：「聞夏侯楙少，主婿也，怯而無謀。今假延精兵五千，負糧五千，直從褒中出，循秦嶺而東，當子午而北，不過十日可到長安。楙聞延奄至，必乘船逃走。長安中惟有御史、京兆太守耳，橫門邸閣與散民之穀足周食也。比東方相合聚，尚二十許日，而公從斜谷來，必足以達。如此，則一舉而咸陽以西可定矣。」亮以爲此縣危，不如安從坦道，可以平取隴右，十全必克而無虞，故不用延計。

とある。先に引用した『三國志』卷四十魏延傳本文を補足するように注されている文であるが、これについては『三國志』卷三十五諸葛亮傳裴注所引『魏略』の

始，國家以蜀中惟有劉備。備既死，數歲寂然無聲，是以略無備預；而卒聞亮出，朝野恐懼，隴右、祁山尤甚，故三郡同時應亮。

も合わせて見ると、「諸葛亮の北伐が始まるまで魏は全く蜀漢に対する備えをしていなかった」というのが『魏略』の見解であることがわかる。

ただ、諸葛亮歿後の蜀漢軍について『三國志』卷四十魏延傳裴注所引『魏略』には

諸葛亮病，謂延等云：「我之死後，但謹自守，慎勿復來也。」令延攝行己事，密持喪去。延遂匿之，行至褒口，乃發喪。亮長史楊儀宿與延不和，見延攝行軍事，懼爲所害，乃張言延欲舉衆北附，遂率其衆攻延。延本無此心，不戰軍走，追而殺之。

とあるが、これは陳壽『三國志』本文にある諸葛亮歿後の経過と全くといっていいほど異なっている⁴²⁾。『三國志』裴注所引『魏略』の蜀漢に関する記事を見ると陳壽『三國志』蜀書本文の異説も存在している⁴³⁾が、『魏略』が蜀漢政權滅亡以前に成立していることを考慮すると、(陳壽『三國志』蜀書に反映されているであろう)『魏略』成立当時の蜀漢政權の公式見解を否定する意図が著者・魚豢にあった可能性も指摘できる。『魏略』がこのような傾向を持っていた可能性があることを考慮すると、先に引用した『魏略』の記事を鵜呑みにすることはできず、注意が必要であろう。⁴⁴⁾

このように見ると、魏延の考え方の中に「戦略」という視点があったとは考えにくい。魏延は諸葛亮の戦略が理解できなかったためであろうが、彼を“怯”とまで評している。“將軍”である魏延と“政治家”でもあった諸葛亮の考え方には相当な相違があったであろう⁴⁵⁾。

このように見ると、魏延には諸葛亮への不満があったことは確かである。とともに(諸葛亮の片腕ともなっていて人間としても合わない)楊儀との確執もあって敗死に追いやられるわけだが、先に指摘した諸氏の研究にもあるように、少なくとも魏延の死の背後に派閥抗争の動きは見えてこない。長年の個人的不満を爆発させただけのようにしか見えない。したがって、諸葛亮歿後の蜀漢政權の有り様を劇的かつ根本的に変化させるような事件ではなかったのである。

②については『三國志』卷四十五楊戲傳附『季漢輔臣贊』にも

十二年，丞相亮卒，以壹督漢中，車騎將軍，假節，領雍州刺史，進封濟

陽侯。

とある。また、『三國志』卷四十三王平傳を見ると、

十二年，亮卒於武功……遷後典軍、安漢將軍，副車騎將軍吳壹住漢中，又領漢中太守。

とあることから、諸葛亮歿後の漢中を託された人物が呉懿と王平であることがわかる。

これは、政権の中心がとりあえず首都・成都に戻ってきたことを意味する。建興五年（227）年以來、諸葛亮は漢中に丞相府・丞相營を置いて独自の文官組織と蜀漢正規軍を支配下におくと同時に、成都には丞相留府を設置した。そして「孔明は絶えず成都の朝廷・留府と密接な連絡をとり、内政・外交の諸事についての指示を与えていたのである。そして、とりわけ留府には後継者とたのむ蔣琬らが配置され、事実上の行政府として機能していたものと思われ」⁴⁶⁾、「孔明は漢中に進駐しながらも成都朝廷を完全に掌握し、内政・対孫呉外交をリモートコントロールし」⁴⁷⁾ていた。このように見ると、諸葛亮は本当に国政の全てを総覧していたのである。

この体制が諸葛亮の存在そのものに依存するものであったことは容易に指摘できる。したがって、その状態は彼の死によって一旦解消を余儀なくされ、内政・軍事・外交の諸政策・体制の再構築を迫られることとなったため、成都に国政の中心が戻ってきたと考えられるだろう。⁴⁸⁾

〔三〕『三國志』蜀書から見た「集団指導体制」と楊儀の失脚

以上のことを踏まえたうえで、集団指導体制を構成する人々の『三國志』各傳を確認しつつ、③と集団指導体制について考察を加えてみたい。

まず『三國志』卷四十四蔣琬傳には

亮卒，以琬爲尚書令，俄而加行都護，假節，領益州刺史，遷大將軍，錄尚書事，封安陽亭侯。

とある。ここからわかるのは（この文章を素直に読めば）行都護・假節・領益州

刺史の諸官職が尚書令に任じられた後で蔣琬に「俄に加えられた」ことである。これは蔣琬が諸葛亮の後継者であることをすみやかに明らかにする意味があったと思われる。

ここで『華陽國志』に記されている集団指導体制の他の構成メンバーの傳を以下に列挙してみる。『三國志』卷四十四費禕傳には

亮卒，禕爲後軍師。頃之，代蔣琬爲尚書令。

とあり，また『三國志』卷四十四姜維傳には

十二年，亮卒，維還成都，爲右監軍輔漢將軍，統諸軍，進封平襄侯。

とある。『三國志』卷四十五鄧芝傳には

亮卒，遷前軍師前將軍，領兗州刺史，封陽武亭侯，頃之爲督江州。

となっている。『三國志』卷四十五張翼傳には

亮卒，拜前領軍，追論討劉胄功，賜爵關内侯。延熙元年，入爲尚書，稍遷督建威，假節，進封都亭侯，征西大將軍。

とある。また『三國志』卷四十楊儀傳には

亮卒于敵場。……而亮平生密指，以儀性狷狹，意在蔣琬，琬遂爲尚書令，益州刺史。儀至，拜爲中軍師，無所統領，從容而已。

と書かれている。

以上の記述から『華陽國志』で取り上げられている六人が政權中枢に参画していたのかどうかを彼らの官職などから確認してみたい。

まず，蔣琬は「国事を総統した」と記されており，この建興十二年の段階で，尚書令・行都護・假節・領益州刺史となっている。尚書令はこの当時において国家行政の実務を担っていたと考えられ，益州刺史を領することで地方行政の責任者ともなっている。また，行都護についてははっきりしないが，蜀漢における都護就官者が中都護であった李嚴、行都護の蔣琬・諸葛瞻であることから，宰相格の者が就任する軍事関係の官職と考えられる⁴⁹⁾。このように見ると，彼は主要な官職をすべて握っており，その上諸葛亮の遺言による指名であるために蔣琬個人としては無理して力を誇示する必要もないほどに権力が集中している。

費禕については、建興十三年四月における蔣琬の大將軍・録尚書事昇格までは後軍師でしかないのに、官職からは政権中枢にいたかどうか分からない。しかし、蔣琬の昇格後すぐに尚書令となるので、政権中枢にいた可能性は高いと思われる。

姜維についてはどうだろうか。官職は右監軍・輔漢將軍であるが、先に引用した『三國志』蜀書姜維傳をみると、“統諸軍”とあり、素直に読めば姜維が蜀漢の諸軍を統率していたことになる。少なくとも姜維が政権中枢にいたことは間違いないであろう。

鄧芝に関しては、前將軍・前軍師・領兗州刺史への昇進と江州を総督していたことが書かれているだけである。また、「督江州」ということから江州へ駐屯していた可能性もあり、政権中枢で政策決定に携わっていたかどうかは、『三國志』からは分からない。

張翼は、前領軍に昇進し、関内侯の爵位を賜っているが、政権の中枢にいたかどうかは分からない。

楊儀については、『三國志』に「担当する職務がなく、手持ち無沙汰だった」とはっきりと書かれている。彼は政権の中枢にはいなかったのである。

このように『三國志』諸傳の文章から考えてみると、諸葛亮が亡くなった後、蜀漢政権中枢部に参画していたことがはっきりとわかるのは蔣琬・費禕・姜維であり、楊儀には実質的な職務がなかった。また、鄧芝・張翼についてはよくわからず、中枢部には参画していなかったようにも見受けられる。

以上のように『三國志』の記述と比較してみると、『華陽國志』に記されている集団指導体制が存在していたかどうかすら判然とせず、いわば陳壽の『蜀漢国史観』の中では無視されていると言ってもよいほどである。

このような状況の中で、楊儀は失脚していくこととなる⁵⁰⁾。『三國志』卷四十楊儀傳には以下のように述べられている。

而亮平生密指，以儀性狷狹，意在蔣琬，琬遂爲尚書令，益州刺史。（中略）初，儀爲先主尚書，琬爲尚書郎，後雖俱爲丞相參軍長史，儀每從行，當

其勞劇，自惟年宦先琬，才能踰之，於是怨憤形于聲色，歎咤之音發於五內。時人畏其言語不節，莫敢從也，惟後軍師費禕往慰省之。儀對禕恨望，前後云云，又語禕曰：「往者丞相亡沒之際，吾若舉軍以就魏氏，處世寧當落度如此邪！令人追悔不可復及。」禕密表其言。十三年，廢儀爲民，徙漢嘉郡。儀至徙所，復上書誹謗，辭指激切，遂下郡收儀。儀自殺，其妻子還蜀。

まず述べられているのは、ここでも性格的な問題である。それが失脚の主要因であると見なされている。

具体的には、費禕に言った愚痴をそのまま上奏されて失脚してしまうわけだが、これを見て少々気の毒に思うのは筆者だけだろうか。慰めにきてくれた費禕に対して言った愚痴が、まさかそのまま上奏されるなどとは思ってみなかったのであろう（本当は言っていなかったという可能性もあるが、それは億測の域を出ない）。彼がおさまらずに“上書誹謗”したのもわからないではない。ただ、費禕が来たからといって愚痴をこぼしてしまう側にも問題があると言われてしまえば、それで終わってしまうわけで、その点からすると彼は人が良すぎるといった感じがしないでもない。費禕にすれば、反乱の芽を摘むというふうにかえたのかもしれないが、後味が悪いものになってしまったのは否めないであろう⁵¹⁾。

これを見てみると、楊儀の失脚にも派閥抗争といったようなものは感じられない。蔣琬に後継者の座をもっていかれたことに対する不満を費禕に上奏されてしまっただけのことなのである。⁵²⁾

以上のような『三國志』の記述を真に受けて考えると、諸葛亮死後の蜀漢は非常にくだらないことで人材を失っていたことになるが、魏延・楊儀の失脚以外には政權中枢を構成していた人々には大きな変化がないことが分かる。つまり、諸葛亮の下で働いた人材が蔣琬の政權でも中心となっているということであり、体制をゼロからつくりあげるといった必要はなかったということである。確かに、ゼロからつくりあげの場合でも前の体制を引き継ぐ場合で

も苦勞があることに変わりはないのであるが、少なくとも国家が大混乱に陥るような変化がなかったことは見て取れるであろう。

陳壽『三國志』を参考にして見ると、集団指導体制とはいっても中央政府の職務を分担していたわけではなく、官職から見ても実質的にも最初から単独首班としての蔣琬を中心とした体制であり、（少なくとも結果的には）蔣琬単独首班政権の足固めのための過渡的性格を持った体制であったと思われる。

蜀漢の最高指導者であった諸葛亮は、単なる軍事指導者ではなく、内政・外交・軍事まで含んだ総合的な指導者であり、すべてが彼一人を中心に動いていたと言っても過言ではない。その諸葛亮が、遠征先で、ある意味では「不慮の死」を遂げたわけであるから、後継体制が確立されていないのは当然のことである。そのような中で、一からの後継体制の構築という課題が蔣琬に迫っていたのではないだろうか。

また、諸葛亮生前の蔣琬の官職は丞相留府長史・撫軍將軍であり、そこから一気に宰相格の官職まで昇格させることは、生前に公の場での後継者指名がなかったことや後継体制の未確立というようなことなどの難しさもあったため、集団指導体制と見られる体制が採用されたのではないかと思われる。

集団指導体制は諸葛亮政権時代の統治体制とはまるっきり正反対の体制である。このような複数首班の合議制である集団指導体制は、権力闘争の激化によって闘争が起こり、それに勝利した人物が単独首班となるのが最悪のパターンとして考えられるわけだが、以上のような記述からすると、蔣琬を中心とする後継体制を構築する際に表立った権力闘争や集団指導体制による権力の分散などはほとんどなく、楊儀の失脚以外は大した問題もなかったと見受けられる。その楊儀の失脚も蔣琬への権力の集中に対する不平を費禕に漏らしたためであり、むしろ蔣琬への権力集中が進んでいた証拠と考えるのが順当であると思われる。

このように見ると、諸葛亮の死後、蔣琬が「国事を総統する」、つまり後継者であるということは人事によって公に示されたのであるが、前任者から権力をスムーズに引き継いだわけではない。むしろ、言うなれば前任者の「不

慮の死」の後をうけたのであるから、後継体制などが準備されているはずもなく、それを蔣琬は（ゼロからではないにしても）一から構築せねばならなかったのである。その後継体制づくりのための「集団指導体制」と見られる体制であったと考えるのが順当であろう。つまり、蔣琬政権の足固めのための過渡的性格を持っていたと考えられるのである。

ただ、「集団指導体制と見られる体制それ自体が後継体制であり、蔣琬単独首班としての体制であった」と考えることもできる。

先述のように、建興十二年八月の段階で、蔣琬は権力を誇示する必要もないと思われる主要な権力をすべて握っていた。相対的に見るとこれ以上の昇進は必要ないのである。

さらに、蔣琬は自分が諸葛亮のように圧倒的な権威・権力を持つのをむしろ避けようとしたようである。先に引用した『三國志』卷四十四姜維傳を見ると、蔣琬は諸軍を姜維に統率させていたように見える。その気になれば諸葛亮のように圧倒的な権威・権力をもって自分自身で統率できる状況だったにもかかわらず、である。彼自身が前線で軍隊を指揮したことがなかったという事情もあったかもしれないが、彼自身への諸葛亮のような権威・権力の集中に対する遠慮があったのではないかと思う。

『華陽國志』卷七劉後主志には、

十三年，拜尚書令蔣琬爲大將軍，領益州刺史。以費禕爲尚書令。時新喪元帥，遠近危悚。琬，超登大位。既無威容，又無喜色。衆望漸服。⁵³⁾

とある。「遠近危悚」であったときに蔣琬が「大位に超登」したところ、その姿を見て「衆望漸く服した」ということであろう。

周囲の状況が蔣琬の「超登大位」に有利になってくるであろうことを蔣琬が「計算」していたという穿った見方もできるだろう。ただ、『三國志』卷四十四蔣琬傳にある次のような記述を見ると、必ずしもそうは言えないようである。

東曹掾楊戲素性簡略，琬與言論，時不應答。或欲搆戲於琬曰：「公與戲語

而不見應，戲之慢上，不亦甚乎！」琬曰：「人心不同，各如其面；面從後言，古人之所誡也。戲欲贊吾是耶，則非其本心，欲反吾言，則顯吾之非，是以默然，是戲之快也。」又督農楊敏曾毀琬曰：「作事憤憤，誠非及前人。」或以白琬，主者請推治敏，琬曰：「吾實不如前人，無可推也。」主者重據聽不推，則乞問其憤憤之狀。琬曰：「苟其不如，則事不當理，事不當理，則憤憤矣。復何問邪？」後敏坐事擊獄，衆人猶懼其必死，琬心無適莫，得免重罪。其好惡存道，皆此類也。

楊戲については『三國志』卷四十五に傳があるが、そこでも

戲性雖簡情省略，未嘗以甘言加人，過情接物。

とあり、よく言えば大まかな、悪く言えば適当に仕事をする人物であったようだが、蔣琬は楊戲を陥れようとした人物の意見を退けて、楊戲の本質を見抜こうとしていたということになるのか。

楊敏について『三國志』には卷四十四蔣琬傳のこの部分にしか記述がないため、彼がどのような人物であったかはまったくわからないが、蔣琬に対して蜀漢の内部で非常に厳しい見方が一般的であった可能性が高い。しかし、蔣琬は前任者である諸葛亮と比較されて貶められても、そのとおりでまったく動じなかった。楊戲や楊敏の一族が益州で有力であったかどうかはよくわからないが、彼らを罰することで蔣琬に対して同じような評価をしている人々たちの反感を買わないためにこのような反応をせざるをえなかった、という可能性もある。が、陳壽『三國志』本文に依拠すると、理性的に考えて彼自身がそのとおりで判断したことについては、それが自身についての否定的評価であったとしても「そのとおり」と認めることができたということからすると、上記のような蔣琬の反応は「反感を買わない」ようにするためという理由からだけではないだろう。

これらを見ると、少なくとも何かを行なうにあたって無理矢理押し通すというような人物ではなかったということではできそうである。

また、『三國志』卷四十四蔣琬傳には

建興元年，丞相亮開府，辟琬爲東曹掾。舉茂才，琬固讓劉邕、陰化、龐

延、廖淳，亮教答曰：「思惟背親捨德，以殄百姓，衆人既不隱於心，實又使遠近不解其義，是以君宜顯其功舉，以明此選之清重也。」

とあり，同卷四十四費禕傳には

延熙七年，……琬固讓州職，禕復領益州刺史。

とある。この二つの文章とも「固讓」という表現を含んでいる。茂才に推挙されても（自分がそれに値しないと考えて）他の人物を推薦してなんとか辞退しようとした，とある。また，おそらく病に倒れた後に，自身に集中していた官職（大司馬・大將軍・開府・録尚書事・領益州刺史）のうち，延熙七年にはあつたが益州刺史を「かたく辞退して」費禕に譲っている⁵⁴⁾。

加えて同卷三十九董允傳には

尚書令蔣琬領益州刺史，上疏以讓費禕及允，又表「允内侍歷年，翼贊王室，宜賜爵土以褒勳勞。」允固辭不受。

とあり，尚書令であつた建興十二年八月～建興十三年四月までの間にも費禕か董允に益州刺史を譲ろうとしていたことがわかる。

以上のように見ると，自らへの官職・権力の集中を避けようとしていたと思われるが，これには蔣琬自身の人間性が少しはからんでいるように思われる。

このように見ると，蔣琬は，自分が諸葛亮のように圧倒的な權威・権力を持つのをむしろ避けようとしたとも考えることができる。それに，相対的には昇進の必要がないことを考えると，集団指導体制が蔣琬単独首班政権への道程だったのでなく，この体制そのものが後継体制，つまり「ゆるやかな蔣琬単独首班政権」であつたと見ることもできる。そして，それが集団指導体制の実態ではなかつたかと筆者は考える。

そう考えると，建興十三年正月の楊儀失脚と四月の蔣琬の大將軍・録尚書事昇進にともなう集団指導体制の解消の意味も理解しやすい。わざわざ「ゆるやかな単独首班政権」にしていたのは，「不平不満を持った楊儀までも人材として生かしていく道を探るためだつた」のではないかということである。

もしそうならば、集団指導体制の解消は、楊儀失脚によってこの体制を維持する必要がなくなったためにもたらされたと考えることができる。

〔四〕 単独首班政権体制への「回帰」

結果的に建興十三年四月以降、諸葛亮のような圧倒的な官職と権力を掌握する蔣琬の単独首班政権となっていく。

建興十三年四月に蔣琬が大將軍・録尚書事に昇格してからは、蔣琬が他に比べて（少なくとも官職上は）圧倒的な地位を保っていたことがよくわかる。諸葛亮と同じように蜀漢において他に抜きん出ているのである。

『三國志』を典拠として蔣琬と蔣琬歿後に蜀漢を担うことになる費禕・姜維の力関係を見るうえで、蔣琬政権下における彼らの官職を見て参考にしたいと思う。

費禕	建興十二年	後軍師
	建興十三年	尚書令
	延熙六年	大將軍・録尚書事・領益州刺史（延熙七年）
姜維	建興十二年	右監軍・輔漢將軍
	延熙二年	大司馬府司馬
	延熙六年	鎮西大將軍・涼州刺史

こうして見ると、蔣琬が重態に陥った延熙六年～七年における費禕の大將軍・録尚書事・領益州刺史、姜維の鎮西大將軍就任はともかく、彼らと蔣琬との間には（少なくとも官職上は）かなりの開きがある。つまり、蔣琬政権は前代の諸葛亮政権と同様、蔣琬一人に相当の官職と権力が集中していたということが言える⁵⁵⁾。

ここで蔣琬の官職を諸葛亮と比較してみたいと思う。諸葛亮は章武三年に開府した時に丞相（開府）・假節・録尚書事・領益州牧・司隸校尉であり、蔣

琬は延熙二年の時点で大司馬（開府）・假節・録尚書事・領益州刺史であった。

このことからすると、諸葛亮と蔣琬との権力の差は（少なくとも）実質上はほとんどないということが言えるだろう。違いと言えば、蔣琬は司隸校尉には就いておらず、地方行政に関しても“牧”ではなく“刺史”であるが、実質的には大差がない。

ただ、“權威”という意味で言えば諸葛亮の方が明らかに上である。丞相は臣下の中でも尊貴の地位であり、かつ蜀漢においては諸葛亮以降任命されなかったことや、“牧”と“刺史”ではやはり“牧”の方が上であることに加え、諸葛亮は司隸校尉をも兼ねていたのである。

このようなことから、建興十三年四月以降の蔣琬政権と諸葛亮政権の次のような共通点を指摘することができる。彼らは圧倒的な政治的地位を保ち、軍事にしろ内政にしろ外交にしろ、最終決定権を彼ら一人が握っていた⁵⁶⁾。つまり蜀漢の国家体制の構造としては結果的に大きな変化が見られないということである。そして、蔣琬政権は『三國志』卷四十四に

評曰：蔣琬方整有威重，……咸承諸葛之成規，因循而不革，是以邊境無虞，邦家和一，然猶未盡治小之宜，居靜之理也。

とあるように、「諸葛亮の方針を改めることがなかった」のである。

〔五〕蔣琬政権の外交・内政政策

では、蔣琬はどのように「諸葛亮の方針を改めることがなかった」のであろうか。蔣琬の具体的な政策は史料不足もあってよくわからないのが現状であるといつてよい。ただ、そのような中でもある程度理解できるものがある。蔣琬の北伐に関しては小規模なもの以外は未遂に終わっているが、紙幅の都合で稿を改めて論じたい。ここでは外交と内政について指摘しておきたいと思う。

外交面では諸葛亮が亡くなり、蔣琬中心の「集団指導体制」となったころ、呉との間に問題を抱えることとなった。『三國志』卷四十五宗預傳には

及亮卒，吳慮魏或承衰取蜀，增巴丘守兵萬人，一欲以爲救援，二欲以事分割也。蜀聞之，亦益永安之守，以防非常。預將命使吳，孫權問預曰：「東之與西，譬猶一家，而聞西更增白帝之守，何也？」預對曰：「臣以爲東益巴丘之戍，西增白帝之守，皆事勢宜然，俱不足以相問也。」權大笑，嘉其抗直，甚愛待之，見敬亞於鄧芝、費禕。

とあり、呉が諸葛亮の死を受けて蜀漢が衰えて魏に滅ぼされるのを警戒し、救援のためと称してあわよくば蜀漢を分割するために巴丘の守備を増強したことがわかる。呉の側に魏延と楊儀の争いも伝わっていた可能性が高く、それが内部の混乱として考慮されたためでもあろう。これについては『三國志』卷四十七呉主傳にある「分天下文」にある

若有害漢，則呉伐之；若有害呉，則漢伐之。

という内容を「呉及び蜀漢のいずれかの内部で混乱が発生し危機的状況となった場合、もう一方の国が併合することがあり得る」と解釈して起こされた行動である可能性もある⁵⁷⁾。この状況に対して蜀漢、すなわち蔣琬政権は対抗して永安の守備を増強しつつ宗預を呉に派遣して外交関係を修復したわけだが、これには蜀漢内部で混乱が発生していないことを示すためでもあったものと思われる。

内政については、先に引用した『三國志』卷四十四の評にあるように、また先行研究でも指摘されているとおり蔣琬独自の政策はなく、史料も少ないためよくわからない。ただ、その一面を示すものがある。それは大赦の回数である。⁵⁸⁾

なぜなら、「大赦の実施が及ぼす政治的有効性については、軽々と結論は下せないものの、具体的事例に即していえば、大赦の多発化は蜀漢政権の衰微と軌を一にする」⁵⁹⁾からである。蔣琬・費禕治世の二十年間に大赦は五回実施された。その中で蔣琬の治世（建興十二年〔234〕～延熙九年〔246〕）の間に行われた大赦は三回（建興十二年，延熙六年，延熙九年）である。

だが、この三回の大赦のうち、まず延熙九年の大赦は費禕の責任によるものと考えられる。その理由として二つ指摘することができる。

第一に、蔣琬は延熙四年の時点で北伐計画を中止せざるを得ないほど病気がちであり、またこの年の十一月にこの世を去っていることから、時期的にみて、彼はこの頃病に臥せっていたと考えるのが自然である。

第二に、この年の大赦に関して大司農の孟光が意見を述べている相手が蔣琬ではなく費禕であることである。『三國志』卷四十二孟光傳には

延熙九年秋，大赦，光於衆中責大將軍費禕曰：「夫赦者，偏枯之物，非明世所宜有也。衰弊窮極，必不得已，然後乃可權而行之耳。今主上仁賢，百僚稱職，有何旦夕之危，倒懸之急，而數施非常之恩，以惠姦宄之惡乎？又鷹隼始擊，而更原宥有罪，上犯天時，下違人理。老夫耄朽，不達治體，竊謂斯法難以經久，豈具瞻之高美，所望於明德哉。」禕但顧謝蹶蹶而已。

とあるが、これはこの大赦を行った人物が費禕であることを象徴するものであると考えてよいと思われる。

このように延熙九年の大赦は費禕によるものということが出来るが、実は延熙六年の大赦も蔣琬の責任かどうか非常に“あやしい”のである。つまり、この大赦も費禕の責任によるものではないかと思われるのである。

延熙六年の大赦は十一月に行われたのであるが、これは十月に蔣琬が涪に帰還した後である。そしてその大赦の直後、費禕が大將軍録尚書事に就任している。建興十二年の大赦が、蔣琬が国事を総統する直前に行われていることからすると、この大赦は政権担当者が費禕に代わったことを示すものではないだろうか。費禕が蔣琬に代わって録尚書事に昇進したということは、この時点ですでに執務することが困難なほど蔣琬の病が悪化していたというふうに考えても行き過ぎではないと思われる。そして蔣琬は決して突然病に倒れたわけではなく、何年も前から病に苦しんできた。そのために延熙四年の魏興・上庸攻略戦も強行できなかったのである。この時点でもそのような状態である。もともと国是である北伐をするために漢中に駐屯し開府したのであるから、小康状態が続くような状況であれば、上疏して涪に帰還することも、費禕が大將軍録尚書事に就任することもなかったであろう。ということ

は、彼が涪に帰還して、それまで自分が直接担当してきた前線を姜維らに任せるということは、病が相当悪化していたということの証明であり、重態に陥っていたとも見ることができる。

こう考えると、蔣琬が涪に帰還した時点ですでに政権担当者は実質的に交代したのであり、費禕の大將軍録尚書事就任は蔣琬が涪に帰還してから以降の実情を追認するかたちになっているのである。つまり、蔣琬が涪に帰還したのは後主からの詔勅を受けたためもあるが、やはり執務に差し障るほど持病が悪化していた（重態に陥っていた可能性がある）という理由もあったのである。

ここで延熙六年前後に昇進した人物を『三國志』蜀書・『華陽國志』などから挙げてみると以下のようなになる。ちなみに、延熙五年・延熙七年の場合には年代を注している。また、典拠を示していない場合は『三國志』蜀書の各人の傳に依拠している。

- | | |
|-------------|---|
| 費禕…尚書令 | →大將軍・録尚書事
領益州刺史 (延熙七年) |
| 鄧芝…前軍師・前將軍 | →車騎將軍 |
| 姜維…輔漢將軍 | →鎮西大將軍・涼州刺史 |
| 董允…侍中・虎賁中郎將 | →輔國將軍
侍中守尚書令 (延熙七年) |
| 馬忠…安南將軍 | →鎮南大將軍・彭鄉〔亭〕侯
(延熙五年,
『三國志』馬忠傳・『華陽國志』卷七劉後主志)
平尚書事
(延熙七年, 『華陽國志』卷七劉後主志) |
| 王平…前護軍・安漢將軍 | →前監軍・鎮北大將軍・督漢中事
(『華陽國志』卷七劉後主志) |

これを見ると、蜀漢国の中枢を担う人物がどんどん昇進していることがわかる。さらに董允は延熙七年に大將軍費禕の次官にもなっており、また、王平は建興十五年以来漢中の総指揮を執る立場にある。彼らは当時の蜀漢国の錚々たる中心人物たちである。このような主要メンバーの昇進は蔣琬亡き後の政権へ向けての足固めとも受け取れるのではないだろうか⁶⁰⁾。

以上のようなことを考え合わせると、延熙六年の大赦も費禕の責任としたほうが適当ではないかと思われるのである。

このように延熙六年と延熙九年の大赦が費禕によって行われたとすると、蔣琬・費禕統治の二十年間に四年に一度の割合で五回行われた大赦は、蔣琬が実質的に政権を握っていた九年間には建興十二年の一回（蔣琬政権の成立）しかなく、あとの四回は費禕政権の十一年間に行われたことになる。これらの事情を考慮に入れて考えると、蔣琬の大赦に関する政策は諸葛亮のそれを正統に受け継いでいたことになり、陳壽の評の通りと言える。

おわりに

蔣琬は劉備に仕えてから後は、基本的に後方支援を担当するなど諸葛亮の歩んできた道を踏襲し、後継者に指名された人物である。

諸葛亮の死の直後、蜀漢軍内部には魏延と楊儀の間での争いが勃発し結局は魏延が敗死する。この原因は魏延が「叛乱」を起こそうとしたからではなく、やはり蜀漢政権を構成していた人々との「関係」のまずさや諸葛亮との北伐戦略をめぐる意見の相違などが原因となっていて、この経過の中で蜀漢政権の根幹を揺るがすような事件とはならなかった。長安を奇襲するという魏延の北伐戦略については実際には実行されなかったことや史料的な制約もあって速断することはできないが、魏延の説くようにうまく長安を攻め取れたかどうかは疑問である。また、諸葛亮の北伐戦略は長安から涼州への交通路を遮断し、その地方の人民・蛮族をあわせ、その後東方（長安・洛陽）へ向かうというものであり、それは異民族の多かった雍州・涼州の政情が不安定

であるだけでなく、“馬産・穀物を始めとする農業生産の豊饒さ”を誇り、“関中・中原と相並ぶ富強の一地域”であったこと、そして西域との交易による利益を求めたことを前提としていたことが指摘できるが、詳細は別稿に譲りたい。

魏延の死後、『華陽國志』卷七劉後主志によると、蔣琬・楊儀・費禕・姜維・鄧芝・張翼による集団指導体制が組まれていたと見られるが、陳壽『三國志』に依拠すると最初から蔣琬を首班とした政権体制となっており、所謂「集団指導体制」だったとは考えにくい。たとえ集団指導体制であったとしても中央政府の職務・決定権を分担していたわけではなく、官職から見ても実質的にも最初から単独首班としての蔣琬を中心とした体制であり、（少なくとも結果的には）蔣琬単独首班政権の足固めのための過渡的性格を持った体制であったことになる。

ただ、蔣琬の政治姿勢からすると集団指導体制が蔣琬単独首班政権への過程だったのではなく、この体制そのものが後継体制、つまり蔣琬が首班となることに不満を持っていたが有能な楊儀をも巻き込もうとした「ゆるやかな蔣琬単独首班政権」であったと見ることもできる。以上のような性格を併せ持っていたのが、所謂「集団指導体制」の実態ではなかったかと考える。その体制は結局その楊儀の失脚を受けて解消され、建興十三年四月に蔣琬が大將軍・録尚書事に昇格することで、蔣琬が官職・権力の上で他の臣僚たちと比べて圧倒的優位に立つ単独首班政権となっていたのである。

『三國志』の記事のみを見ると、陳壽は諸葛亮の死の直後に「集団指導体制」があったとは認識しておらず、最初から蔣琬の単独首班政権であったと考えていたと見られる。これについては上記のように実質的には蔣琬単独首班政権であったことや、陳壽が蔣琬に対して人物としても諸葛亮の政策を正統に受け継いだという点からしても比較的高い評価を下していることが背景として考えられる。今回は紙幅の都合で蔣琬単独首班政権確立以降の政治的・軍事的動向や蔣琬単独首班政権の性格や陳壽の蔣琬政権に対する評価について詳細に論じることができなかつた。稿を改めて論じていきたい。

- 1) 狩野直禎「蜀漢国前史」(『東方學』16 1958年)・「蜀漢政權の構造」(以下、「狩野前掲論文」と略称)(『史林』42-4 1959年), 榊原文彦「蜀漢政權と豪族」(『鎌田博士還暦記念歴史学論叢』鎌田先生還暦記念会 1969年)・「劉備と益州」(『日本大学史学科五十周年記念歴史学論文集』日本大学史学科五十周年記念事業実行委員会 1978年), 福井重雅「天下三分と益州疲弊—初期劉備集團の性格をめぐって」(『中国前近代史研究』雄山閣 1980年), 尹韵公「談蜀国滅亡的原因」(以下、「尹前掲論文」と略称)(『文史哲』1982-5 1982年), 中林史朗「試論, 蜀漢政權の成立過程と其の存在意義—ドラマとしての三国鼎立」(以下、「中林前掲論文」と略称)(『土浦短期大学紀要』14 1986年), 耿立羣「蜀漢政權成立及初期統治」(『国立中央図書館館刊』新20巻第1期 1987年)・「蜀漢後主時期対巴蜀の統治」(以下、「耿前掲論文」と略称)(『国立中央図書館館刊』新21巻第2期 1988年), 渡邊義浩「蜀漢政權の成立と荊州人士」(『東洋史論』6 1988年, 『三国政權の構造と「名士」』汲古書院 2004年 第2章第1節「劉備集團と荊州「名士」」)・「蜀漢政權の支配と益州人士」(『史境』18 1989年, 『三国政權の構造と「名士」』汲古書院 2004年 第2章第2節「蜀漢政權の支配と益州社会」) などがある。
- 2) 例えば, 渡邊義浩氏は「蜀漢政權の支配と益州人士」において「諸葛亮の死後の蜀漢政權は, 蔣琬・費禕輔政期(235~252年)と姜維輔政期(253~263年)の二期に分けられる。蔣琬・費禕輔政期は, 曹魏に対する出兵を行わず, 益州土着政權として, 政權の存続をはかった時期である」とされている。ちなみに, 馬植烈『三国史』(人民出版社 1993年)では, 蔣琬輔政期について述べられているが, 概説にとどまっている。
- 3) ちなみに『三國志』の蔣琬傳は, めずらしく裴注がない傳である。
- 4) 劉敏については, 『三國志』卷四十四蔣琬傳に傳が附されている。
- 5) 『三國志』卷六十一3b~4aには
通鑑作「爲諸葛亮長史」, 是江表傳誤, 潘濬武陵蠻夷在黃龍三年, 即魏太和五年、蜀建興九年, 是時正諸葛亮復出祁山, 蔣琬代張裔爲長史之時。
とあり, 注意が必要である。
- 6) 『三國志』卷六十一潘濬傳裴注所引『吳書』には
吳書曰: 濬爲人聰察, 對問有機理, 山陽王粲見而貴異之。由是知名, 爲郡功曹。
とあり, 潘濬が王粲の評価を受けていたことがわかる。なお, 王素「漢末吳初長沙郡紀年」(北京吳簡研討班〔編〕『吳簡研究』第一輯 崇文書局 2004年)では, 潘濬が蔣琬と親戚であるだけでなく蔣琬の出身地である湘鄉令になっていたがあることから, 二人が特別な関係にあったとしている。
- 7) ちなみに, 『三國志』蜀書において蔣琬と同じように「百里の才ではない」と評価されているのは, 『三國志』卷三十七龐統傳に
吳將魯肅遺先主書曰:「龐士元非百里才也, 使處治中、別駕之任, 始當展其驥足耳。」

- とあるように龐統である。陳壽『三國志』において、蔣琬は龐統と同等、ないしはそれ以上の評価が記されていたことになろうか。
- 8) 『三國志』卷四齊王紀、卷九曹爽傳・夏侯玄傳、卷三十三後主傳、卷四十三王平傳、卷四十四費禕傳などに記載がある。
- 9) 中林前掲論文30頁
- 10) 中林前掲論文29頁
- 11) 尹前掲論文でも、諸葛亮が蔣琬を後継者にしたのは北伐に賛成だったからだが、蔣琬は「全心全意」ではなかったとしている。
- 12) 「蜀漢政権の支配と益州人士」には
 「漢室復興」を国是とする蜀漢政権が、益州土着政権と化することは、政権の正統性を次第に失わせていく。実際に行われることはなかったが、蔣琬が漢水道により曹魏への侵攻を計画した理由は、そこに配慮したためであろう。
 とある。
- 13) 洪飴孫『三國職官表』、渡邊義浩『三国政権の構造と「名士」』(汲古書院 2004年) 表八 蜀漢政権の枢要官も参照。
- 14) 石井仁「諸葛亮・北伐軍団の組織と編成について—蜀漢における軍府の発展形態」(以下「石井前掲論文」と略称) (『東北大学東洋史論集』第四輯 1990年) 71頁では、この『華陽國志』卷七劉後主志の文章を引用して、孔明死後の国事・軍政を六人の重臣が分担する集団指導体制が敷かれたとし、「この体制は翌一三年正月の中軍師楊儀の失脚と、それに続く四月の蔣琬の録尚書事・大將軍への就任によって短期間のうちに解消された」としている。
- 15) 賀游「諸葛亮与魏延、楊儀之死」(以下、「賀游前掲論文」と略称) (『四川文物』1985年第3期) では魏延を得がたい將軍であるとし、諸葛亮が関羽・劉巴の傲慢さを抑えられなかったように臣僚の問題については解決の原則を持っておらず無能であったため、結局魏延・楊儀を使いこなせず二人の死を招いたのだとしている。また、魏延は諸葛亮によって叛乱に追い込まれたと見ている。張雲樵「論魏延」(『社会科学輯刊』1989年第1期) でも魏延は蜀漢の名将ということになっており、陳壽や羅貫中によって実像が歪曲されているとする。また、魏延の長安奇襲の建議を良計であるとしている。常征「從魏延的遺際議劉、葛用人」(『北京史苑』第一輯 1983年) でも魏延を智勇兼備の將軍とし、諸葛亮の人事能力は劉備に劣ると評している。また、魏延の長安奇襲の建議を高く評価し、対して諸葛亮の戦略は守るための攻撃であり冒険ができなかったために魏延の戦略を採用できなかったとしている。加えて、魏延は国に対して謀叛する気はなく、その死は諸葛亮に責任があると述べている。洪濤「魏延何以被殺」(以下、「洪濤前掲論文」と略称) (『學術月刊』1996年第2期) でも魏延を蜀漢政権への忠誠心を持った勇將であるとし、彼を死に追い込んだ要因を諸葛亮・楊儀・費禕・蔣琬との関係から考察しており、特に諸葛亮との関係では、魏延と諸葛亮の戦略の違いに言及し、また魏延が後継者である

蔣琬や姜維にとって障害になると考えて「冀時論必當以代亮」という可能性のある魏延を死に追い込んだとしている。

16) 渡邊義浩『三国政権の構造と「名士」』(汲古書院 2004年) 第2章第2節「蜀漢政権の支配と益州社会」注(二九)参照。

17) 『三國志』卷四十蜀書劉琰傳には

劉琰字威碩，魯國人也。先主在豫州，辟爲從事，以其宗姓，有風流，善談論，厚親待之，遂隨從周旋，常爲賓客。

とある。また，渡邊義浩『三国政権の構造と「名士」』(汲古書院 2004年) 表1 蜀漢政権の人的構成参照。

18) 北伐を含む諸葛亮に関する研究の代表的なものとしては白眉初「諸葛亮出師六次路線考略」(『地学雑誌』18-4 1930年)，史念海「論諸葛亮的攻守策略」(『文史雜誌』6-2 1948年，『河山集』1963年所収)，周一良「論諸葛亮」(『歴史研究』1954-3 1954年，『魏晉南北朝史論集統編』北京大学出版社 1991年所収)，黎尚誠「羌族名将姜維与諸葛亮的“和戎”政策」(『西北史地』1983-1 1983年)，張大可「論諸葛亮出師」(以下，「張大可前掲論文1」と略称)(『西北史地』1984-4 1984年，『三国史研究』華文出版社 2003年所収)，楊偉立「論諸葛亮北伐」(『諸葛亮研究』巴蜀出版社 1985年)，唐金裕「姜維伐魏与諸葛亮的戰略思想」(『諸葛亮研究』巴蜀出版社 1985年)，李正清・陳玉屏「試論諸葛亮的軍事戰略思想—兼与謝求成同志商榷」(『諸葛亮研究』巴蜀出版社 1985年)，彭年・侯承「“五出祁山”述評」(『諸葛亮研究』巴蜀出版社 1985年)，楊福華「論諸葛亮“西和諸戎”的戰略地位」(『西北大学学报』(哲学社会科学版) 1986-4 1986年)，盧華語「蜀国兵力与諸葛亮北伐用兵考」(『北京師範学院学報』(社会科学版) 1991-2 1991年)，張大可「再論諸葛亮出師」(以下，「張大可前掲論文2」と略称)(『三国史研究』華文出版社 2003年所収) などがある。

19) 楊福華「論諸葛亮“西和諸戎”的戰略地位」でもこの文章は引用されているが，これ以降の文章についての指摘はない。

20) この時代の涼州については，徐日輝「論曹魏恐固河西進擊蜀漢的威懾戰略」(成都市諸葛亮研究会・成都武侯祠博物館〔編〕『諸葛亮与三国文化』(一) 四川大学出版社 2001年) などがある。

21) 『三國志』卷一武帝紀には

初，隴西宋建自稱河首平漢王，聚衆枹罕，改元，置百官，三十餘年。遣夏侯淵自興國討之。冬十月，屠枹罕斬建，涼州平。

とある。

22) 榎一雄(編)『講座 敦煌』第2卷(大東出版社 1980年) 27頁参照。なお，後漢時代の隴西については狩野直禎「後漢成立期の隴西」(『史窓』49 1992年)などを参照。

23) 黄巾の乱以降を見ても，建安十八年頃までは馬騰・馬超・韓遂らが曹操らと戦っ

ており（『三國志』卷一武帝紀・卷三十六馬超傳・馬超傳裴注所引『魏略』）、曹操が張魯を征伐した建安二十年以降に李越が隴西を根拠に乱を起こしたが、すぐに鎮圧されている（『三國志』卷十六蘇則傳）。建安二十四年には、武威の顔俊、張掖の和鸞、酒泉の黃華、西平の麴演らが反乱し、互いに攻撃しあい、和鸞は顔俊を殺し、武威の王秘はまた顔俊を殺している（『三國志』卷十五張既傳）。その後、延康元年、曹操の死後、麴演が反逆し、護羌校尉を自称。蘇則が討伐し、麴演は降伏した（『三國志』卷十五張既傳・卷十六蘇則傳）。すぐに涼州を設置し、安定の太守鄒岐を刺史とするが、張掖の張進が太守の杜通を追い出して挙兵し、黃華と麴演も太守を追い出して挙兵し呼応。武威の三種の蛮族も反乱。しかし、蘇則を中心に三種の蛮族を降伏させ、張進と麴演を殺して鎮圧。黃華は降伏した（『三國志』卷二文帝紀・卷十六蘇則傳）。延康元年五月に馮翊の山賊鄭甘と王照が降伏したが、黃初二年五月に鄭甘が反乱し、曹仁に斬られている（『三國志』卷二文帝紀）。涼州盧水の異民族健奴妾・治元多らや酒泉の蘇衡・羌族の有力者鄰戴・丁令の蛮族、西平の麴光があいついで反乱を起こしたが、それぞれ黃初二年十一月までに張既に鎮圧される（『三國志』卷十五張既傳）〔『三國志』卷二文帝紀裴注所引『魏書』では曹真が責任者となっている〕。

24) 張大可前掲論文2では「平取隴右」しようとしたことが北伐失敗の主な原因であるとしている。

25) 『三國志』卷二文帝紀には

（黃初）三年……二月，鄯善、龜茲、于闐王各遣使奉獻，詔曰：「西戎即敘，氏、羌來王，詩、書美之。頃者西域外夷並款塞內附，其遣使者撫勞之。」是後西域遂通，置戍己校尉。

とある。また、『三國志』卷十六蘇則傳には

文帝問則曰：「前破酒泉、張掖，西域通使，燉煌獻徑寸大珠，可復求市益得不？」則對曰：「若陛下化洽中國，德流沙漠，即不求自至；求而得之，不足貴也。」帝默然。

とあり、この文章の内容は蘇則が黃初四年に亡くなっているのもそれ以前のことであろう。

26) 『三國志』卷三明帝紀には

太和元年春正月，……西平麴英反，殺臨羌令、西都長，遣將軍郝昭、鹿磐討斬之。

とある。

27) 『三國志』卷二十六郭淮傳に

黃初元年，奉使賀文帝踐阼，而道路得疾，故計遠近為稽留。及羣臣歡會，帝正色責之曰：「昔禹會諸侯於塗山，防風後至，便行大戮。今溥天同慶而卿最留遲，何也？」淮對曰：「臣聞五帝先教導民以德，夏后政衰，始用刑辟。今臣遭唐虞之世，是以自知免於防風之誅也。」帝悅之，擢領雍州刺史，封射陽亭侯，五年為真。安

定羌大帥辟躡反，討破降之。

とあることから、辟躡の反乱は黄初元年(220)から5年以上たった黄初六年(225)から太和元年(227)のことと推測される。

28) 『三國志』卷二十六郭淮傳に

太和二年，蜀相諸葛亮出祁山，遣將軍馬謖至街亭，高詳屯列柳城。張郃擊謖，淮攻詳營，皆破之。又破隴西名羌唐躡於枹罕，加建威將軍。

とある。

29) 『三國志』卷十五張既傳裴注所引『魏略』には

而南安果將蜀兵，就攻隴西。楚聞賊到，乃遣長史馬顛出門設陣，而自於城上曉謂蜀帥，言：「卿能斷隴，使東兵不上，一月之中，則隴西吏人不攻自服；卿若不能，虛自疲弊耳。」使顛鳴鼓擊之，蜀人乃去。後十餘日，諸軍上隴，諸葛亮破走。

とある。本文で述べているように『魏略』の蜀漢関係の記事については注意が必要であるが、可能性を考慮して指摘しておく。

30) 宮川尚志『諸葛孔明』(光風社出版 1984年 238～9頁，初版 富山房 1940年)

三国時代に中国は三分したが，三分した国がそれぞれ辺境に勢力をのぼした。また内地の戦乱を避けて遼東に国を立てた公孫氏やヴェトナムにまで勢力をのぼした土氏の政権もあった。さて蜀漢はいなかの山国であるが，四周の異民族の土地に触手を伸ばすのに熱心であった。孔明の南征そのものが漢族の西南開発史上特筆すべき事件であるが，史料があまりにも少ないと梁啓超(中国歴史研究法)も歎いている。孔明の北伐もはじめ西北方面を目指してチベット族や西部鮮卑の懐柔に努力している。南征のとき蜀軍はビルマ国境をこえたかもしれない。つまり蜀は守備の適地であるが，ヴェトナム・ビルマ・西域に通商路を開く努力をしたのである。

31) 基本的な史料としては、『三國志』卷三十五諸葛亮傳，卷四十三李恢傳・呂凱傳・馬忠傳・張嶷傳，『華陽國志』卷四南中志などを参照。

32) 例えば『三國志』本文では卷二十六牽招傳に

招以蜀虜諸葛亮數出，而比能狡猾，能相交通，表爲防備，讖者以爲縣遠，未之信也。會亮時在祁山，果遣使連結比能。比能至故北地石城，與相首尾。

とある。また、『三國志』卷三十五諸葛亮傳裴注所引『漢晉春秋』では亮圍祁山，招鮮卑軻比能，比能等至故北地石城以應亮。(後略)

とある。

33) 南征による物資の確保について、『三國志』卷三十五諸葛亮傳には

三年春，亮率衆南征，其秋悉平。軍資所出，國以富饒，乃治戎講武，以俟大舉。

とあり，また『三國志』卷四十三李恢傳にも

南土平定，恢軍功居多，封漢興亭侯，加安漢將軍。後軍還，南夷復叛，殺害守將。恢身往撲討，鉏盡惡類，徙其豪帥于成都，賦出叟、濮耕牛戰馬金銀犀革，充繼軍資，于時費用不乏。

とある。『華陽國志』卷三蜀志には

越嵩郡……臺登縣……有漆。漢末，夷皆有之，張巖取焉。……定笮縣……有鹽池。
……漢末，夷皆錮之，張巖往爭……官迄今有之。

とあり，卷四南中志には

出其金・銀・丹・漆・耕牛・戰馬，給軍國之用。

とある。また，同卷四南中志によると，飛軍と呼ばれる異民族軍がいたとされる。加えて，宮崎市定『アジア史概説』（岩波書店『宮崎市定全集』第18巻 1993年，中公文庫 中央公論社 1987年，原版 学生社 1973年）においても

漢・唐の国都長安から，いわゆる蜀道の險を越えて四川省の盆地に出て，雲南省の西南端からビルマに入り，インド洋岸に達する路線も古くから知られていた。（中略）しかし後漢末期から雲南省西南端に近い永昌は，南方異物の集散地として知られ，三国時代の蜀の丞相諸葛亮が雲南地方の叛乱を平定するためにみずから兵を率いて昆明にいつているのは，ビルマ道路からくる南方物資確保の意図も含まれていたのである。

と指摘されている。ビルマ方面のルートについては伍加倫・江玉祥〔編〕『古代西南絲綢之路研究』（四川大学出版社 1990年），藍勇『南方絲綢之路』（重慶大学出版社 1992年），江玉祥〔主編〕『古代西南絲綢之路研究』第二輯（四川大学出版社 1995年）など多数の研究がある。

34) 『三國志』卷三十三後主傳には

〔建興〕二年春，務農殖穀，閉關息民。

とある。また，同卷三十八秦宓傳や卷四十二孟光傳には彼らが大司農になったとあり，同卷三十九呂乂傳には

徙爲漢中太守，兼領督農，供繼軍糧。

とあって，大司農・督農の官が置かれていたことがわかる。

35) 例えば，『水經注』卷三十三江水には

蜀人早則藉以爲溉，雨則不遏其流，故記曰：水旱從人，不知飢饉，沃野千里，世號陸海，謂之天府。……諸葛亮北征，以此堰農本，國之所資，以征丁千二百人主護之，有堰官。

とある。

36) 『三國志』卷四十一王連傳には

遷司鹽校尉，較鹽鐵之利，利入甚多，有裨國用，於是簡取良才以爲官屬，若呂乂、杜祺、劉幹等，終皆至大官，自連所拔也。遷蜀郡太守、興業將軍，領鹽府如故。

とある。また，同卷四十三張巖傳にも

定笮，臺登，卑水三縣去郡三百餘里，舊出鹽鐵及漆，而夷徼久自固食。巖率所領奪取，署長吏焉。……巖殺牛饗宴，重申恩信，遂獲鹽鐵，器用周贍。

とある。また，同卷四十一張裔伝には

先主以裔爲巴郡太守，還爲司金中郎將，典作農戰之器。

とあって、司金中郎將という官が置かれていたこともわかる。

37) 『太平御覽』卷八一五布帛部二には

諸葛亮集曰：今民貧國虛，決敵之資，惟仰錦耳。

とあり、錦の生産に力を注いでいたことが窺える。

38) 『續漢書』志第二十三郡國五益州犍爲屬國の条の注には

諸葛亮書云：「漢嘉金，朱提銀，採之不足以自食。」

とあり、漢嘉の金と朱提の銀を開発したことも窺うことができる。

39) 通貨については、『三國志』卷三十九劉巴傳裴注所引『零陵先賢傳』に

初攻劉璋，備與士衆約：「若事定，府庫百物，孤無預焉。」及拔成都，士衆皆捨干戈，赴諸藏競取寶物。軍用不足，備甚憂之。巴曰：「易耳，但當鑄直百錢，平諸物賈，令吏爲官市。」備從之，數月之間，府庫充實。

とある。また、『三國志』卷三十八伊籍傳には

遷昭文將軍，與諸葛亮，法正，劉巴，李嚴共造蜀科；蜀科之制，由此五人焉。

とあり、「蜀科」という法を整備している。これらの内政政策については、宮川尚志『諸葛孔明』や馬植烈『三國史』、渡邊義浩『諸葛亮孔明』（新人物往来社 1998年）・「蜀漢政權の支配と益州社会」などに簡潔にまとめられている。

40) 『三國志集解』卷四十17 bには

韓信故事史記未詳。

とある。

41) 渡邊義浩「蜀漢政權の支配と益州社会」（『三國政權の構造と「名士」』汲古書院 2004年 第2章第2節所収）注（二八）でも指摘されている。また、任遠「魏延率五千精兵能襲奪長安嗎？」（成都市諸葛亮研究会・成都武侯祠博物館〔編〕『諸葛亮与三國文化』（一）四川大学出版社 2001年）でも、子午道の危険性や子午道を蜀漢軍が通ったことを魏軍が認識した際の長安城の防備、魏延が漢中太守であった当時の雍州刺史が郭淮であったことなどから、この作戦では魏延の軍は長安までたどり着くことは難しく、もしたどり着いたとしても長安城を落とすことは不可能だとしている。

42) 裴松之はこの『魏略』の文章を引用した直後に

臣松之以爲此蓋敵國傳聞之言，不得與本傳爭審。

と述べている。

43) 例えば、『三國志』卷三十三後主傳裴注所引『魏略』には

初備在小沛，不意曹公卒至，逼遠棄家屬，後奔荊州。禪時年數歲，竄匿，隨人西入漢中，爲人所賣。及建安十六年，關中破亂，扶風人劉括避亂入漢中，買得禪，問知其良家子，遂養爲子，與娶婦，生一子。初禪與備相失時，識其父字玄德。比舍人有姓簡者，及備得益州而簡爲將軍，備遣簡到漢中，舍都邸。禪乃詣簡，簡相檢訊，事皆符驗。簡喜，以語張魯，魯（乃）〔爲〕洗沐送詣益州，備乃立以爲太子。初備以諸葛亮爲太子太傅，及禪立，以亮爲丞相，委以諸事，謂亮曰：「政由

葛氏，祭則寡人。」亮亦以禪未閑於政，遂總内外。

とあり，劉禪が劉備とはぐれた後，紆余曲折を経て戻ってきたとされている。また，『三國志』卷三十五諸葛亮傳裴注所引『魏略』には

劉備屯於樊城。是時曹公方定河北，亮知荊州次當受敵，而劉表性緩，不曉軍事。亮乃北行見備，備與亮非舊，又以其年少，以諸生意待之。坐集既畢，衆賓皆去，而亮獨留，備亦不問其所欲言。備性好結髦，時適有人以髦牛尾與備者，備因手自結之。亮乃進曰：「明將軍當復有遠志，但結髦而已邪！」備知亮非常人也，乃投髦而答曰：「是何言與！我聊以忘憂耳。」亮遂言曰：「將軍度劉鎮南孰與曹公邪？」備曰：「不及。」亮又曰：「將軍自度何如也？」備曰：「亦不如。」曰：「今皆不及，而將軍之衆不過數千人，以此待敵，得無非計乎！」備曰：「我亦愁之，當若之何？」亮曰：「今荊州非少人也，而著籍者寡，平居發調，則人心不悅；可語鎮南，令國中凡有游戶，皆使自實，因錄以益衆可也。」備從其計，故衆遂強。備由此知亮有英略，乃以上客禮之。

とあり，諸葛亮に対する「三顧の礼」を否定する話が記載されている。

- 44) 魚豢『魏略』については，張鵬〔撰〕『魏略輯本』があり，先行研究としては伊藤徳男「魏略の制作年代に就いて」（『歴史學研究』4-1 1935年），徐益藩「典略魏略考」（『學林』5 1941年），江畑武「『魏略』の成立年次について—『晉書限斷』論と關連して—」（『村上四郎博士和歌山大學退官記念朝鮮史論文集』1981年），何遠景「魚豢『典略』『魏略』研究」（西北大學提出碩士論文 1986年），江畑武「再び『魏略』の成立年次について—何遠景氏の二五五年說について—」（『阪南論集』人文・自然科學編26-1 1990年），津田資久「『魏略』の基礎的研究」（『史朋』31 1998年）などがある。
- 45) ちなみに，張大可前掲論文1でも魏延を得がたい將軍であるとし，その戦略を高く評価して，諸葛亮の戦略を最下策としている。また，魏延や馬謖を使いこなせなかったことも諸葛亮の責任であるとしている。
- 46) 石井前掲論文49頁
- 47) 石井前掲論文50頁
- 48) 魏延の死に關連して，「北伐に直接的に関わってきた漢中の丞相府派の魏延と楊儀が内紛を起こし，結局成都にいた留府派が勝利を収めた（そのため，漢中が呉懿に任され，漢中の丞相府派であった楊儀も冷や飯を食わされた）」とする見方もできる。しかし，これらの派閥が存在し，対立していたと認識することが適当なのだろうか。漢中の丞相府には北伐に積極的な魏延・楊儀などの他に，蔣琬の歿後北伐に消極的な姿勢をとる費禕もいたことや本論文で確認した政局の動きからすると，漢中の丞相府全体が派閥といえるほどのものであったかどうか，また一つの派閥として認識できるのかは疑問である。それは成都の留府側にも言えることで，留府の責任者であった蔣琬が後に漢中に開府し，計画で終わってしまったとはいえ北伐を主導した（これが渡邊義浩氏の指摘のように蜀漢政権が正統性を失っていくことへ

の配慮のために計画されたかどうかは稿を改めて述べていきたい)ことからすると、蔣琬は政権主班となった後に計画もしなかった費禕よりははるかに北伐に積極的であり、この点に限っていえばむしろ漢中の丞相府にいた魏延・楊儀に近い。このように見ると、漢中の丞相府派と成都の留府派という構図でこの事件を認識することは難しいのではないかと考えている。

49) 石井前掲論文55頁

また、都護就官者である李嚴・蔣琬・諸葛瞻の三名に共通しているのは、いずれも宰相格、ないしは宰相に次ぐ地位にあったことである。すなわち、かかる宰相格の帯官として位置づけられていた都護が「行官」の最上位に置かれていたことは順当であろう。

50) 楊儀の失脚についての先行研究としては、賀游前掲論文が挙げられる。また、魏延と楊儀については『三國志』卷三十九董允傳裴注所引『襄陽記』に

董恢字休緒，襄陽人。入蜀，以宣信中郎副費禕使吳。孫權嘗大醉問禕曰：「楊儀、魏延，牧豎小人也。雖嘗有鳴吠之益於時務，然既已任之，勢不得輕，若一朝無諸葛亮，必爲禍亂矣。諸君憤憤，曾不知防慮於此，豈所謂貽厥孫謀乎？」禕愕然四顧視，不能既答。恢目禕曰：「可速言儀、延之不協起於私忿耳，而無黥、韓難御之心也。今方掃除疆賊，混一區夏，功以才成，業由才廣，若捨此不任，防其後患，是猶備有風波而逆廢舟楫，非長計也。」權大笑樂。諸葛亮聞之，以爲知言。還未滿三日，辟爲丞相府屬，遷巴郡太守。

とある。この文章について裴松之は

臣松之案：漢晉春秋亦載此語，不云董恢所教，辭亦小異，此二書俱出習氏而不同若此。本傳云「恢年少官微」，若已爲丞相府屬，出作巴郡，則官不微矣。以此疑習氏之言爲不審的也。

と指摘していることから、この『襄陽記』の記載には信頼性の問題があると考えられる。しかし、陳壽『三國志』の内容も考慮すると、この発言が董恢のものであるかどうか、また語句に違いがあるかどうかといった『襄陽記』の内容の信頼性の問題があるにせよ、参考になるものであろう。

51) 洪濤前掲論文では、諸葛亮の死の直後の魏延と楊儀の争いは費禕の大罪であるとし、費禕の楊儀に対する行動も魏延に対するそれと同様であったと述べている。ちなみに洪濤氏は蔣琬についても、魏延を討つために宿衛の諸軍を動かしておきながら魏延が亡くなると楊儀がほしいままに大将を殺したとして楊儀に矛先をむけたとしている。

52) ちなみに『三國志』卷四十五楊戲傳附『季漢輔臣贊』には

威公狷狹，取異衆人；閑則及理，逼則傷侵，舍順入凶，大易之云。

とある。

53) 『三國志』卷四十四蔣琬傳にも

時新喪元帥，遠近危悚。琬出類拔萃，處羣僚之右，既無戚容，又無喜色，神守舉

止，有如平日，由是衆望漸服。

とある。

54) これについてはなんらかの政治的意図があったとは思われるが，別稿で考察したい。

55) 『三國志』卷四十四費禕傳には

延熙七年，魏軍次于興勢，假禕節，率衆往禦之。……禕至，敵遂退，封成郷侯。琬固讓州職，禕復領益州刺史。禕當國功名，略與琬比。

とあり，費禕は延熙七年になって功名が蔣琬と匹敵したことがわかる。ということは，これ以前には蔣琬と費禕との間には明確な差があったことになる。

56) 『三國志』卷四十四費禕傳には

自琬及禕，雖自身在外，慶賞刑威，皆遙先諮斷，然後乃行，其推任如此。

とあることも，この論拠となるであろう。また，特に蔣琬に注目すると，『三國志』卷三十三後主傳裴注所引『魏略』に

琬卒，禕乃自攝國事。

とある。裴注に引用された，加えて信頼性に注意が必要な『魏略』の記事ではあるが，これによると政権首班であった時の蔣琬と費禕の間でも政治的地位が異なることを伺うことができる。

57) 拙稿「韋昭『呉書』について」（『創価大学人文論集』第16号 2004年）注27参照。

58) 蜀漢政権における大赦について耿前掲論文，中林前掲論文，中林史朗「諸葛孔明語録」（明德出版社 1986年）で指摘されている。耿前掲論文では後主親政の30年間で12回，中林前掲論文では諸葛亮歿後の30年間で10回とされており，中林氏の「諸葛孔明語録」では蔣琬・費禕が統治した20年間で5回，費禕歿後滅亡までの間の10年間に6回とされている。しかし，蔣琬と費禕の治世を分けて考察している研究は管見の限り見当たらない。

59) 中林史朗「諸葛孔明語録」114頁

60) この人事の意味については，稿を改めてさらに述べていきたい。